

第 7 4 回大阪府森林審議会 会議録

日 時 平成 23 年 12 月 8 日

場 所 ホテル大阪ベイタワー4階（金枝の間）

第74回大阪府森林審議会

開 会 午前9時31分

司会（瀬川） お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第74回大阪府森林審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課の瀬川でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会には、委員15名中12名の御出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規程第4条の規定により、本会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の審議会でございますが、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめ御了承願います。

次に、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

司会（瀬川） それでは、会議に先立ちまして、西山みどり・都市環境室長からごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

西山みどり・都市環境室長 皆様おはようございます。みどり・都市環境室長の西山でございます。

第74回大阪府森林審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年末の公私ともにお忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。本審議会は昨年11月以来の開催でございます。この1年間、御承知のとおり東日本大震災をはじめまして、8月下旬の台風12号、さらには9月中旬の台風15号災害と未曾有の大災害が頻発する、改めて自然の猛威や災害に対する備え、さらには森林整備の重要性、あるいは必要性を痛感する1年となりました。

一方、林業を取り巻く状況は全国的に採算性の問題であるとか、担い手の高齢化など、森林を適切に保全整備していく上で引き続き厳しい状況にございます。このような状況の中、国におかれましては平成21年に策定した森林・

林業再生プランの中で、路網の整備や人材の育成、木材の安定供給力の強化といった取り組みに施策を集中させるという方向性を打ち出され、それを法制面で具体化するため本年4月に森林法を一部改正するなど、所要の措置を講じられたところでございます。

大都市に近接いたしまして小規模零細な森林所有が大部分を占め、また木材の産地としての諸条件が整っていない我が大阪府におきましては、このような全国レベルの動きや方向性をそのまま重ね合わせて解決策を見出すことは、なかなか難しいものと考えております。このような部分を踏まえまして、大阪の特性を生かし、将来にわたって府民の環境財としての森林を健全に維持保全していくことを目指した新たな森林保全システムの構築につきまして、部会で御審議いただいているところでございます。

本日の一つ目の議題で、この保全システムの構築の中間まとめにつきまして御報告申し上げ、種々御意見を承ることとしておりますのでよろしくお願い申し上げます。

また、二つ目の議題としましては、大阪地域森林計画の変更について御審議いただきますが、この変更は先ほど申しました森林法の一部改正を受け、この7月に変更されました全国森林計画に即して変更するものでございます。

さらに本日は、これ以外に2件の審議案件、2件の報告案件を御審議いただくなど、予定では3時間と長丁場の会議時間を予定しておりますが、委員の皆様には何とぞ御協力の上、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

司会（瀬川） ありがとうございます。

次に、本日御出席いただいている委員の皆様を御紹介させていただきます。

古川会長でございます。増田委員でございます。奥野委員でございます。小杉委員でございます。越井委員でございます。坂野上委員でございます。芝田委員でございますが、所用のため、本日は代理で河内長野市農林課長の扇田様に御出席いただいております。真銅委員でございます。花田委員でござ

います。松本委員でございます。水原委員でございます。吉田委員でございます。

なお、岡崎委員、宮前委員、本村委員におかれましては、所用のため、本日は欠席でございます。

以上で御紹介を終わらせていただきます。

それでは議事に入らせていただきますが、議長につきましては大阪府森林審議会規程第5条第1項の規定によりまして、古川会長にお願いしたいと存じます。

古川会長、よろしくお願ひいたします。

古川会長 古川でございます。座らせてもらっていいでしょうか。

委員の皆様には大変お忙しいところ御出席を賜りましてありがとうございます。それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくどうぞお願ひ申し上げます。

まず初めに、本日の議事録署名委員ですが、花田委員と吉田委員のお二方にお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは早速ですが議事に入らせていただきます。

議事の1、新たな森林保全システムの構築について、中間まとめを事務局から説明をお願いしたいと思います。

塩野総括主査 みどり推進課の塩野と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

議事の1番目、新たな森林保全システムの構築、中間まとめにつきましてです。資料はお手元の資料1「新たな森林保全システムの構築 中間まとめ(案)」になります。

まず資料の1の一番後ろにA4版でスケジュールと、それから諮問書の写しをつけさせていただいております。こちらを見ていただきまして、一番最後のページに、昨年の、平成22年9月14日の森林審議会におきまして、この新たな森林保全システムの構築について大阪府より諮問させていただきました。それ以降、2枚手前にめくっていただいて申しわけないですが、A4版の3枚目の一番上ですけれども、「新たな森林保全システム 検討スケジュール

(案)」がついているかと思えます。9月14日の諮問以降、平成22年中には12月に1回、それから年度をまたぎまして、平成23年度に入りまして5月、7月、9月と合計4回の森林整備保全部会を開催いたしまして、この部会の中で新たな森林保全システムの構築について御審議、御検討をいただいたところでございます。この中間まとめということで、本日の森林審議会にお諮りさせていただき次第でございます。

予定としましては、本日の森林審議会以降、本日の内容を御了承いただけましたら、早速、来週からですが、大阪府内5カ所におきましてこの中間まとめ(案)を基本に森林所有者の方や木材産業界の方々など、地域の方々の御意見を伺う場、地域対話集会、タウンミーティングという形で開催させていただき予定にしております。それにつきましては1枚めくっていただきまして、チラシを参考につけております。「森づくりタウンミーティング」の日程と場所はそちらの資料のとおりとなっております。このタウンミーティングでいただきました、さまざまな御意見なども踏まえまして、年明け1月下旬の予定ですが、保全部会を再度開催させていただきまして、3月下旬の森林審議会の答申に向けて最終案の整理をさせていただくと、こういうスケジュールを予定しております。

それでは最初のほうに戻っていただきまして、資料1の1ページになります。この資料につきましては各委員の方々に事前に御説明をさせていただいております。説明時の資料と今回お配りしている資料、皆様方の意見等を踏まえて一部表現や文言を変更しているということと、木材利用の関係で1枚資料が追加になっております。本日は変更点や、追加させていただいている資料の内容を中心に御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

資料の1ページ、今回の保全システムの中間まとめということで、大阪府の森林・林業の現状であったり、それから現在の取り組み状況というのを書かせていただいております。こういった中から取り組むべき課題や取り組みの視点、そして今後の新たな取り組みの基本方向ということで、人工林、天然林、そして木材利用という三つの項目ごとに整理させていただいております。

す。

現状のところはこれまでも御説明させていただいているとおり、大阪府では5万5,100haの面積の中で保安林にまだ指定されていない面積が3万8,000haほどございます。この人工林、天然林とも、今後これからどのような形で保全を進めていくのかということで、今後、保安林に指定をしていって治山事業なり、保安林の整備をしていくというのも一つの方法としてありますが、今回、これらの部分について新たなシステムによる保全、地域が一体となった森づくりという視点で、その処分について考えていきたいということでございます。

府内の現況につきましては、そちらにデータをおつけしておりますが、例えば府内では小規模な森林所有者が多数を占めているということであったり、担い手の高齢化、あるいは後継者不足ということで、年々その就業者数が減ってきているというような実態がございます。あと、採算性のことに関しましては、そこにもあるのですが、例えば山から木材を出して市場で販売していくそのコストが1万5,000円ほどかかるという中で、国などの補助金を使ってその間伐の費用に充てたり、あるいは作業路網の整備、高性能機械の導入によって造材費のコスト低減を図るということで、段階的にこのコストを下げていくことにより、少しでも所有者の方に還元を図っていくということ、ステップ1からステップ2にかけて今、取り組んでいる状況となっております。

また天然林につきましても、近年はカシノナガキクイムシ、ナラ枯れの被害が少しずつ増えてきているという状況もございます。

それから、木材利用に関しましては、年間木材利用量、そこに数字を書いておりますが、大阪府内の、府内産材ということでいえば、まだまだ価格が高くて需要が伸びないというような現状であります。

こういった中で、大阪府といたしましての取り組み状況ということで、平成22年度の実績で書いているような取り組みを進めているところでございます。路網の整備であったり間伐であったり、あるいは所有者の方にみずから間伐材を集めていただいて収集するというような共同収集の取り組みというの

やっております。また天然林でもナラ枯れの被害木の整備、あるいは大阪府のアドプトフォレスト制度に基づきまして、企業の方々に森づくりに参画していただいたりということがございます。

また木材利用につきましては、新たな木材需要の開発、例えば間伐材を使用しました耐震の補強部材であったり、木製サッシであったり、断熱材といったような新たな製品開発に対しても、大阪府では支援をさせていただいております。

この中で、今後取り組むべき課題といたしましては、人工林について、国は施業の集約化ということで施策を打ってきております。大阪府下では小規模所有者が多くて、経営意欲の低下した方、あるいは不在村地主というような問題もある中でこれを進めていく必要がありますし、集約化によって伐採される間伐材、これを安定的に供給できる体制を整えていく必要があると考えております。

また天然林におきまして、特に大阪府では市街地に近接した里山の防災機能の回復・強化というのが求められるところでございますけれども、里山につきましては経済的なインセンティブというのが働かないということもあって、所有者の方がみずからその整備を行っていくということはなかなか難しい状況にもあります。

木材につきましても、先ほどの現状のところでもありましたように、府内産材も含めてですが、トータル、その木材の利用ということに対して知ってもらう必要がありますし、木を使うことの価値ということについて府民の方に認識してもらう必要があると考えています。

こういった課題に向けて、今後、取り組みの視点というところで、当然国の動きも踏まえつつ大阪の森林の実情を踏まえた森づくり、とりわけ大消費地という大阪の特性を生かした森づくりを進めていく必要があります。また、大阪府や各市町村が連携して、地域で森づくりを考え、実行する場の構築、これをキーワードに今後の方向性を考えていくということで整理させていただいております。

今後の新たな森林保全システムにつきましても、人工林、天然林、木材

利用について、本日お配りさせていただいている資料にはタイトルをつけさせていただいておりまして、人工林については「川上～川中～川下の共創」と、少し難しい言葉ですが、新たな価値をともに作りだしていくということで、こういった形で書かせていただいています。また、天然林につきましては「地域との共創」、地域とこういう新たな価値を生み出していく。そして、木材利用につきましては、「生活者との共創」、つまり消費者、ユーザーさんとの共創と。こういったことをつけさせていただいておりまして、それぞれ三つでの取り組みについて、詳細を2ページ以降の資料にも説明させていただきます。

人工林につきましては、林業活動促進地区の認定制度ということで、これは人工林も天然林もなのですが、必要な地区を地区指定という形にさせていただいて、その中で重点的な取り組みをしていくという基本的な考え方がございます。人工林は、優良材が出るような比較的成熟した人工林、例えば南河内から和泉市にかけて河内林業地域などがこれに該当するかと思うのですが、成熟した人工林と、それからまだ若い林齢の人工林、生育途上の人工林、ざくっと分ければこの二つに分けられるかと思えます。成熟した人工林につきましては川上から川中、川下の関係者が連携して、地域の木材の供給から利用までの体制を構築していく必要があるということ、例えばそういう集約化を図っていくための適切なアドバイスや指導、提案などを行うようなアドバイザーの育成、あるいは大阪府内産材ということを証明する、そういう制度、といったもの。それから生育途上につきましては、バイオマス利用型ということで書かせていただいています。高槻市にこの4月にオープンしましたバイオコークスの製造工場での間伐材の利用、あるいはペレットやチップといったこれまでのバイオマス、あるいは合板用の材料として供給していくような体制づくりを進める。このためには、例えば地域で共同的な間伐材を収集するような取り組みであったり、需要先との供給の協定制度などで、その供給体制を図っていく必要があるかと考えています。

また、天然林につきましては、これも里山保全活動促進区域ということで、とりわけ市街地や集落地に近接しており、防災や景観形成などの機能が高く

て、保全の必要があるような区域、あるいはその管理をしていくような活動に取り組んでおられる区域を指定して、その活動を支援していくというイメージでございます。なかなか経済性では成り立ちにくい里山の保全を図っていくために、NPOの方や企業の方、あるいは地域住民など多様な主体の方々の参画を得て、里山の資源をバイオマス活用というような形で、里山の再利用を図っていくというものでございます。

木材利用、これにつきましては、これも少し難しい言葉で書かせていただいているのですが、木づかいの価値創造フォーラムというような産官学連携の取り組みによって、木材を使ってもらうためのインセンティブの検討等を行っていくようなイメージをしています。これにつきましても、また、後ほど詳細を説明させていただきます。

2ページですが、これにつきましては今、申し上げました人工林の「川上～川中～川下への共創」ということで、ここは川上から川下までの関係者が連携して新たな価値をともに作り出す共創というのを促進して行って、地産地消にこだわった、例えば府内産材を使った住宅であったり、医療や福祉、教育関係施設の内装材であったりというものを計画的、安定的に供給する大阪方式の産地形成を目指していきたいと考えています。イメージはその下にありますように、今回、国のほうで4月から新たな制度として始まります森林経営計画、これを策定していかなければいけないということになっております。こういう森林経営計画区域を複数包含した地区をイメージしまして、その地区内で森林所有者の方から製材業者さんへといったような形の連携を図っていくというイメージでございます。ただ、例えば川中、川下の関係者は必ずしもこの山のこの地区内に位置していないといけないということではなくて、この中から連携をしていく、活動グループを形成していくというようなこともイメージしております。こうした取り組みを大阪府や市町村で構成されます森づくりサポート協議会が地域の関係者への働きかけや計画策定に関して支援を行っていくというイメージです。

具体的には、その右側に二つほど書かせていただいておりますが、先ほど言いました育成途上の人工林などでは間伐材の共同収集ということで、地域に集

積土場を設けて、所有者の方に間伐材を集めていただき、それを企業等が買い取りをしていくと、こういう仕組みでございます。これにつきましても、例えば土場の確保とか、マッチングなどの支援も、サポート協議会もこういったところで支援をしていくというイメージです。

下の府内産材認証制度ですが、これは各県で既にされているような県産材証明制度の活用。大阪府ではまだこういった制度がきっちりと制度化されておりませんが、基本は他府県と同じように大阪府産の木材を証明する製材加工業者さんを登録制にしてやっていくというイメージですが、これをこの林業活動促進地区の中で、活動グループということで連携して取り組んでいる製材加工業者さんを対象にこの登録をしていくというイメージでおります。

この取り組みの中で大阪府は、例えば木材を利用する方々の検証をするような制度をイメージしております。そこに府内産材マイスター、府民の方が安心して相談ができる府内産材を取り扱っておられるような事業者さん、積極的に木材を使っている事業者さんを認定しまして、さまざまな御相談に応じるような制度です。それと、例えば二酸化炭素の固定度などを評価するというような木材利用の評価制度ということでインセンティブをつけていきたいなと考えております。

それから3ページが天然林の取り組みになります。「地域との共創」ということで、これは最初にお話しさせていただきましたとおり、市街地や集落に近接しており、例えば藪状化とか竹林が繁茂しているようなところで、この里山の管理活動に取り組んで、防災機能を高めていただけるような地区というのを重点的にこの地区に認定して支援をしていくということを考えています。

イメージとしては、例えば人の手が入らなくて藪状化しているような里山林を整備・管理していく。また「山地災害見回り隊」ということで書いていますが、そういった見回り隊で状況を把握していったりとか、あるいは特に土砂の流出・崩壊とありますが、倒木とか、かかり木とか、あるいはカシナガなどの被害木の除去というようなことで、そういう流れ木などの災害を未然に防止する活動、あるいは景観形成のための植樹とか草刈り、間伐といっ

た活動、こういった活動を地域の方で取り組んでいただくということについて、大阪府や市町村がこの活動を認定して行って、基盤整備などの部分でも支援を行っていく。あるいはこういったところでの活動は経費とか、あるいはマンパワーの面で不足してきますので、そこに例えば企業であったり、NPOの方々とのマッチングによって、この里山の保全活動に参画支援いただくというようなイメージ、これが右側にあります促進区域内での活動ということで書いてありますが、取り組みのイメージをこの図のような形で考えております。地域の方々に、まずこういった取り組みを進めてもらって、例えばその中で木柵工などの簡易な防災施設であったり、管理用の歩道などをつけていくような活動に取り組んでいただくようなイメージです。

この活動をさらに持続的なものとしていくための取り組み例として一番下に、活動によって発生するような伐採木などを、これはバイオマスということが言えますので、これを販売して活動費に充てる。例えばペレットという形にして、ペレットストーブ用やまきストーブ用、こういった資源として活用していくことであったりとか、地域の小中学生などを対象にした体験学習をそのフィールドで実施するといったような里山の利活用、こういったことを図っていけるのではないかと考えております。

人工林と天然林については、このような形で整理させていただいております。

岡田総括主査　　続きまして木材利用関係のほうを説明させていただきます。みどり推進課の岡田です。よろしくお願いいたします。

それでは資料の4ページを御覧ください。木材利用の推進としまして、「生活者との共創」について説明いたします。

趣旨ですけれども、木材のやわらかみ、木の香りなど、安心感を持った特徴を持っており、その利用によって健康な生活環境、環境保全につながるということについての理解を府民に広める。また、それで環境保全等に貢献できるという部分を目に見える形で評価するとしまして、ユーザーの視点に立った取り組みを進めるものです。また環境に優しい生活の実践といった、身近に木と触れ合えるというライフスタイルの提案など、府民に向けた情報発信を多様な主体のネットワークにより幅広い視点で取り組みを進めるというも

のです。

次に、この木づかい府民運動の進め方としまして、まずこの木づかい府民運動ですけれども、考え方としましては、生産者から消費者までが一丸となりまして、木材利用が生活の質の向上につながるということを普及していこうという運動です。都市の健康をはぐくむ木材利用の推進のための仕組みづくりとしまして、3段階のステップアップを考えております。

まず、ステップ1では、この運動を展開するための母体の確立として、「木づかい価値創造フォーラム」の創設ということを考えております。

続きまして、ステップ2では、木材を使おうという普及の意識を持ってもらうインセンティブの創出ということで、木材利用に対する評価制度の創設を図り、その評価制度をモデル的に実証する。

このステップ1、ステップ2の二段階で基盤づくりをしまして、ステップ3のところでも広く府民に向けまして、木づかい価値の普及を行っていくと。具体的には、木育の促進や木づかいサポーターの活動、また公共施設において率先的に木材を利用していくなど、ステップ3のところでも実践を行うというものです。

ステップ1の「木づかい価値創造フォーラム」につきましては、まず、左側ですけれども、新製品やライフスタイルの提案、また情報発信において得意な分野と思われる産業界、企業での、また木の価値という部分についての評価の項目やそれらの手法についての検証については、大学、研究機関での実施を考えております。

次に、ここが一番重要になってくるかと思いますが、普及啓発等、さまざまな人々が参画していただくということで、それを中心的に担ってほしいと考えていますNPO団体等の力を借りまして、消費者にも普及啓発を図る。行政のほうでは当然行政施策の情報提供と、あと、まず木を使うという部分での率先的な利用を行っていく。そういうところでは大阪府の特徴を生かしまして、大阪市とか堺市とか、そういう都市部での率先的な利用を図っていければと考えております。この幅広い視点によりまして、木材利用を推進する体制というふうに考えております。

次に右側の「木づかい価値創造フォーラムの取組み内容」について説明致します。ステップ2の木づかい価値インセンティブの創出としまして、現在、その評価につながる形での取組みですけれども、この木材の特性を生かした新製品開発への支援をしております。一つは杉スリット材です。これはスギ板にスリットを入れまして表面積を増やすというものですけれども、これで木材の特徴であります空気浄化・調湿効果・鎮静効果というのが期待できます。また木製サッシ、木質断熱材、また外壁に木材を使うという部分では断熱機能というのが考えられます。

この木づかい価値創造フォーラム評価の部分を検討していきたいと考えている中で、評価制度のイメージとしましては、生活環境に身近な居住環境の快適性や木材の持っている安らぎ感という部分で、生活の質の向上を目に見える形で評価していただく。つまり、評価項目の検討の部分では、いやしや集中力、質のよい眠り、また省エネなど暮らしの快適性につながる効果や、木材を利用することによっての間伐等、森林整備への貢献などが考えられるかと思っております。特徴的な部分としまして、木造化という部分にはちょっと難しい部分があるようなら、まず内装、外装での木質化を中心にした評価というのを考えております。実施例でいきますと、この下の写真にありますように、保育園での木質の内装化、また民間ビルでの木製の外壁の設置で一定の効果が出ている状況であります。この評価制度を導入しまして、木質化の実施施設で効果を見える化をするというものです。

続きまして、ステップ3の「木づかい価値の普及」ですが、木育の促進としまして、木材のすぐれた性質につきまして、内装に木材を使用した場合、ストレスの緩和や室内の快適性を高めるというような大きな効果があります。また、幼少期のころから木材に接することによりまして、そのよさを体感して、木材に対する理解が深まると考えております。効果としましては右の図で表現しておりますけれども、木材の利用と環境の関係を理解でき、また木材製品をみずからが選択して利用することができることで、最終的には環境に配慮した行動がとれると考えております。促進方法ではこの木に触れる機会を増やすということが重要でして、今、想定される部分では、木質教材の

普及や多数の方が訪れます教育、医療、福祉関係施設での木質の内装化を進めるということが有効ではないかと考えております。その普及、また木づかいサポーターの活動としまして、保育園など内装を木質化した場合、職員や保護者などユーザーの方が木のよさを実感していただいておりますので、その部分を積極的に情報発信し、普及を図っていくというものであります。このような取り組みで木材利用の価値の理解と、その評価によりまして推進していくという制度を考えております。

続きまして、資料の5ページを御覧ください。

先ほどの公共施設のことで、行政では木材を率先的に利用するという部分で、大阪府木材利用基本方針（案）について現在検討しております。こちらにつきまして、まず大阪府における現在の木材利用の取り組みですが、平成5年に大阪府木材利用促進庁内連絡会を設置しまして、木材利用の働きかけを始めております。また、平成15年には木材利用推進指針によりまして、公共事業により利用を進めているところです。公共事業での材の利用量につきましては、予算の関係等で公共事業が減少したことに伴い、若干、木材の利用量については減少傾向にあるというところです。

次に、右側の国の動きですけれども、「森林・林業再生プラン」におきまして、10年後には木材の自給率50%を目指すという目標が出され、その翌年、平成22年に公共建築物等における木材利用の促進に関する法律が施行されまして、公共建築物においては木材利用を積極的に使う。また、国において木材の利用促進に関する基本方針を定める。それに即しまして都道府県・市町村についても基本方針を定めることができるということになっております。

また、建築物以外につきましても、その建築物に附属しますものとして、暖房関係では木質バイオマスをつくるとか、あらゆる場面で積極的に木材を利用するというような内容になっております。農林水産省と国土交通省におきましては、2省が共管しましてこの基本方針を作成しております。その中では、耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物については、原則木造化とするという内容になっております。低層でない部分につきましても、内装について木質化、また備品や消耗品など、特に府民・市民の方が

よく見られる部分での木材の利用を率先するというものです。

国土交通省におきましては、従来、耐火性能を求めてコンクリートの公共建築物でしたが、このたび、庁舎と事務所における設計基準であります木造の計画、基準を制定して今、進めているところです。

大阪府におきましては、下の左側ですけれども、「大阪府木材利用基本方針（案）の策定」につきまして、平成22年8月に府の木材利用庁内連絡会におきまして、ここの専門部会で素案をつくるということで了承を得まして、22年10月から3回専門部会を開いて、素案のほうを作成いたしました。23年3月に（案）をおおむね固めたということで、今年度末に向けて最終案を調整しているところです。

基本方針（案）の概要ですけれども4点あります。そのうちの重要なのが2点目で、まず木造化を検討し、次に木質化、これは内装です。特徴的な部分は、大阪府の場合は内装のほうの木質化を進めたいと考えております。また使用する場所につきましても、具体的な事例を挙げて利用の促進を図るようにしております。

今後の取り組みにつきましては、進行管理としまして利用計画について、各部局で毎年度利用計画の策定と検証を行っていく。使用箇所为例としましては、現在外材で使っている部分を府内産材に代えていく、そのようなスタイルで内装での使用を検討しており、府営住宅等では構造材のパネルのしん材の部分で府内産材に代えるというものです。

もう一つ、実際には府だけではなく市町村におきましても方針の策定を働きかけてつくっていただいきたい、そういう形で進めていこうと考えております。

以上です。

塩野総括主査 あと、6ページ、7ページは資料編ということでデータとか国の動きを記載しております。参考として御覧いただければと思います。

議事の1番目につきましての説明は以上です。よろしく願いいたします。

古川会長 ただいま、大分時間がかかりましたけれども、説明が終わりましたので、この内容について先生方、何か御意見、御質問ございましたらお願い

したいと思います。

奥野さん、どうぞ。

奥野委員 私の方から皆さんに御相談させていただきます。

今、大阪府の方からそれぞれの地域、大阪の山につきまして、全国規模の施策では対応できないような方策、小規模的なロットをつくりながらということで、お話しいただいたと。ただその中で、これから考えていかなければいけないのですけれども、ロットとかその辺、またこれから里山とかいろいろな山があると、その中で対応していくのに地域的な対応をどのように考えていくのか、これが一番重要なことになってくるのではないかなと思うのです。

それで、基本的には今、ありますように地域重点的なことをやっていかれるのですけれども、まず地域で市町村なり、山の関係者がいろいろな形をつくっていかれると思うのですけれども、それを市町村に対して府がどういうようにアピールをして進めていくのか、この辺が一番重要になっていくのではないかと思う、その辺がございますでしょうか。地域との対応ですね。それを地域でやっていくのには、府がまとめて、うまく指導していかないと大阪府下に広がっていかないと思うのです。広げていくには、大阪府がうまく指導しながら、それぞれに対応していくことが重要になっていくのではないかと思うのですけれども。ちょっとポイントが外れていますかね。

北山森づくり支援補佐 みどり推進課北山です。

今、奥野委員から御指摘のありましたように、地域の取り組みを進めていくに当たりましては、地元の状況に精通しております市町村の役割というのが非常に重要であると考えております。今後こういう取り組みを進めていくに当たりましては、市町村と連携をとりまして地元への働きかけを府としても、府自身もみずから地元に入って行って取り組みを進めたいと考えております。こういう取り組みを進めるに当たりまして、現在、森づくりサポート協議会というのを府内の各地区に設けておりますので、このような組織も活用しながら地域への働きかけを強めていきたいと考えております。

増田委員 多分そのあたりが非常に難しく、2ページ目のところに少し、多

分新たな書き込みとしてはこの集約化アドバイザーの派遣みたいな、こういうことが書かれていると思うのですけれども、今までどうでしょう、農の総合事務所がリードするように先導的役割を担うのか、あるいは市町村にかなりお願いをして、そこがリーディングをしていくのか、あるいはコンサルを派遣的に、府がある一定の派遣料を出して地域アドバイザー的なものを派遣しながら、3年だったら3年という期間の中でそういう枠組みをつくっていくのか、そのあたりの人の枠組み、その辺が非常に大事で、今まで多分森づくりサポート協議会というのは府下で何個かでき上がっていますが、なかなかうまく機能してないというのも、奥野委員から出ているのは多分そのあたりだと思うのですね。

余りうまく機能しないところもあるので、基本的にどうしたら具体的に実行力を持ち得るのかというあたりは、もう少し詰めないといけないかもしれませんね。

北山森づくり支援補佐 集約化のアドバイザー的な役割を果たす人材というのがやはり重要になってくるかと思うのですが、これにつきましては当面は大阪府のほうでも、国のほうのフォレスターという制度がございますけれども、そちらのほうの研修を受けた人材が中心になって動いていくというような体制をとっております。

今後、しばらく時間はかかるかと思いますが、集約化に向けてのプランナー的な人材も育成していきながら、それは府の職員に限らずということですが、そういう方々を派遣なりして、プランの提案をしていただくというような形を整えていきたいというふうに考えております。

増田委員 それともう1点、多分、やはり林業活動促進地区を認定したことによって、川上に対してどういうインセンティブが働くのかと。多分川中と言ってもいいかもしれませんが、共同土場みたいなものをつくるというのも一つですが、これ、多分、抜けているのだろーと思いますけれども、川上に対しての機械施業化に向けての何らかのインセンティブ、サポートをしていくという、そのあたりの書き込みがちょっとまだ抜けているのかもしれませんがね。

そういう、林業活動促進地区を指定したら、基本的に地域にとって、あるいは林業者にとってどういうメリットが発生するのかというあたりをもう少し書き込まないといけないかもしれませんね。それは財政的裏づけがいるのだらうと思うのですけれども、そのあたりがまだ残されている課題かもしれませんね。

北山森づくり支援補佐 川上側のインセンティブといいますかメリットということで、現在御提案させていただいていますのは、この経営計画の団地をこの地区の中でつなげていくということです。今の取り組みというのは経営計画の中で路網を開設して、集約的に施業を進めていこうということにとどまるのですが、それをさらに経営計画間の連絡の路網を開設して、団地間で連携した取り組みができるようにということも考えております。機械化というお話もありましたけれども、まず路網がないと機械も入れないということもございますので、そのあたりから取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

古川会長 よろしいですか、先生。

増田委員 まだもう少しそのあたり、財政的裏づけがあって、どういうふうにインセンティブが働くのかというあたりが、まだもう少し。

古川会長 どうぞ。

松本委員 まだ今、川上領域ということでございますが、うちの村では、大体3,000haぐらい、全部人工林なのですけれども、今、材木を切っても山主さんに1銭のお金も入らないという状況が続いています。いろいろ山主さんとお話しするのですが、要は材木の値段が上がらないと話にならないと、それ以外ないのですよ。それと、もちろん皆さん、山がお金にならないということで、いわゆる山主さんがどんどん逼塞していく、あるいは余裕のある山主さんですが、私どもでもとりあえず二、三人は相変わらず山の手入れを続けておりますけれども、あとはもうすべて、山みたいなのは金にならないから放っておくのだというようなことで全然山の手入れもしてくれないので、最終的に、そしたらどうするのかと言ったら、村か国でしてくれという発想になったもので、これえらいことだなと。私どもの村、この3,000haの山のうち大

体半分ぐらいは藪化していくのかなということで今、悩んでいるわけがございます。

私どもも、その対策になるかならないかは別として、それだったら、うちの序舎はつぶれかけていますので、材木で序舎をつくろうかなというふうな話を今始めたところなのですけれども、要は材木の単価を上げる、いわゆる川下領域の、特に木材の利用を徹底的に進めていただいて、せめてスギで1立方メートル当たり3万円ぐらい、ヒノキで4~5万円になるような施策をぜひとっていただければ、もうちょっと私どもの村の林業者にも少しだけ元気が出るのと違うのかなと。

それとともに今、うちの村で、林道どうのこうのという話もございませけれども、林道よりも最近、ご存知のとおりで、山林労務者が高齢化しまして、材木を出すのも、私どもの村はほとんどもうヘリコプター集材以外考えられないような状況になっています。だから、林道をつくるのだったら、ヘリコプター集材の補助金をいただけるほうが今の林業者にとってはありがたいのかなと、そういうふうな状況でございませ。ただ、林家も若い子はすべて町へ出まして、私と同年ぐらいの、平均年齢60歳、70歳になっておりますので、これから私どもの村の山、特に大阪府下では昔、樽廻船の樽作りということで、ちょうど江戸初期あたりから人工林が非常に進んでいまして、すばらしいスギ・ヒノキが出るわけなのですけれども、そういう状況から言いますと、まず材木の価格をせめて先ほど申しましたとおりスギ3万円、ヒノキ5万円ぐらいに上げるような手段はないのかなと。これは現場からの声なのですけれども、ぜひその辺、補助金くれと言ってもとても無理な話でございませが、何しろ材木をできるだけたくさん使うような施策を打っていただきたいというのが私どもの思いでございませ。

古川会長 今、松本委員さんが切実と言ってくれたので、ひとつ。財政を伴う問題ですからね、いい返事はできないでしょうけど、何かありませんか。

北山森づくり支援補佐 まさに今、おっしゃっていただいたことが現在課題であるということで、何とかしたいと思って考えておるわけなのですけれども、やはり山にお金が入らないと手入れが進まないということは基本的にあるかと

思います。ただ、木材の価格が今後上昇していく、あるいは上昇させるということは非常に難しいのではないかとというふうに考えて、そういう中で、いかにして山にお金が回るような方法をつくり出すかということによって今回のシステムは考えております。ただ、そのあたりは森林所有者さんとの思いとギャップがあるかということも認識しておりますので、そのあたりについてはいっそうその地域の方の御意見も伺いながら対応を考えていく必要があるのではないかと考えております。

それと木材利用につきましても、川下のほうでも全く需要がないわけではないと思うのですが、川上と川下をつなぐということが今、なかなかうまくいってないのではないかとということがありますので、今回も御提案させていただいていますが、そこをうまくつないでいくようなシステムということを考えていくべきではないかとというふうに思っております。

古川会長 越井委員さん、どうぞ。

越井委員 ただいまお二人の御意見を聞きまして、まさに両方、お二方の意見のとおりなのでございますが、私、実際にこのコマーシャルの実用のほうをやっております、日本では今、ものすごく材木を使っているわけですね。それは何で使えているのかということでございますが、これは外国からどんどん材木が買えるからなのです。しかも、それがこういう円高で非常に競争的に入ってくると。したがって、こういう状況では、先ほど松本村長さんが言われた値段を上げるというのはなかなか難しいのではないかと思います。

私はいつも思うのですけれども、木材のマーケット、市場をもっと広げると、新しい需要をつくり出すということももちろん大事でございますが、もう一つは、日本の木材代金を下げられないかということなのです。これはなかなか難しいことです。ヒノキとスギだけ見ましても、ヒノキの値段は高いですけれども、スギはなかなか競争しにくいということがございます。しかし、日本のスギは非常にいい特性を持っていますので、先ほどスギスリット材のことも触れられておりましたが、スギの特性を研究して、もう少し皆にわかりやすいようにレポートを出そうという研究ももう始まっているのでございます。

御承知だと思いますが、北欧とかオーストリア、ドイツなどの林業というのはやはり日本の林業に比べるとコストが非常に安いと。伐採・出材、これをもうちよつと研究する必要があるなというふうに思います。そこでいいアイデアが出てくれば、そこへ集中的に補助を出してもらえれば、これは競争的な、これは夢かもわかりませんが、しかしこれを取り組まなかったら、なかなか日本林業というのは再生しにくいなというふうに思っております。ちょっと皆さんの御意見と違うかもわかりませんが、御参考までに申し上げます。

北山森づくり支援補佐　今は特に川下側からの御意見ということでいただいたのかと思うのですが、やはり川下側からはもっと安くないのかということ、川上はもっと高くないのかという間に立って、なかなか難しいということがあるかと思えます。今、まさにおっしゃったように、その辺の折り合いをつけるに当たっては、やはり伐採コストをいかに下げるかと、価格が変わらないということであればコストを下げて、消費者の方にも少しでも多く還元できるというようところが重要になってくるかと思っております。

今回のこの集約化の動きの中でそういう取り組みもまだまだこれから改善といたしますか、検討をしていく必要があるのではないかと考えております。

古川会長　お待たせしました、真銅委員、どうぞ。

真銅委員　川下から具体的なことを教えていただきたいのですが、今の資料の2ページ目の間伐材の価格について書いてありますが、先ほど松本委員さんがスギは3万円、ヒノキは4、5万円とおっしゃいまして、間伐材についてはこれぐらいの買い取り価格にしかならないということなのですが、この価格で逆に合板で1立方メートル当たり1万円というのと、ユーザーに入るときには1立方メートル当たりいくらになるのかということとかがちょっと知りたいなと思うのですね。

それからあと、この中に全体的に、御提案として断熱材に使用するか、それから木製サッシに使用するかということが書かれていましたけれども、断熱材については、北欧のほうでやっている輸入物の断熱材の木質系のものは確かにありまして、ただその北欧のものについても私たちはグラスウールと比べるとやはり高いなという印象があって、なかなか使えないというのが

現状なのですね。それでも今、ユーザーさんによってはアレルギー体質とかでもものすごく悩んでいるお客様がおられまして、その場合には家を丸ごとそういう自然素材にしなくてはいけないというのが理想なのですね、そういうお客様にとっては。そういう場合には高くてもそういうものを使おうということができないのではないかということは思っております。

それからサッシも、ドイツとかそれから北欧、オーストリア、あの辺は寒いのでやはり断熱サッシというもので、表面はプラスチックでできているのですが、その中に木質系をサンドしてしまして、断熱性を高めたサッシが出ています。それを日本でもちょっと寒い山間部のスキー場のところとか、そういう山間部で、割と高いのですけれども、それを使っているという例があるので、そういうふうなことができるのではないかと思います。

それから一般的な昔からの木製の建具というのは、機密性がアルミに比べると非常に劣るので、その辺で負けるのですね。それで値段的にも高くても機密性がないと。あと、大きな建具ですと、例えばペアガラスというのが最近かなりもう当たり前になっているのですけれども、それを入れると非常に重くなって、その辺が辛いというところで、そういう場合に少し空気層のある、要するに密度の低い木質系の充てんされた、そういうサッシなんかもできたらいいのになとは思いますが。

あと、川下側からの要望というか質問というかは、そういうふうな感じです。

越井委員 私、川下でございまして、サッシにつきましては非常に研究が進んでおります。我々の会社も、自分のこと、個人でございまして、現在サッシの開発をしております。その研究開発も大阪府から援助をいただいて、相当いいものができてきております。

製品はもう今、ヨーロッパ、アメリカなんかには全然負けないものなのですが、値段が残念ながら日本の今、使っているアルミに比べると非常に高く、これは工務店、建設業界でなかなか使っていただけない状況です。今、木で使うといろいろおっしゃいましたが、断熱性、アトピーの問題、そういうのも全部、生理的にも説明して、みんなが合意に達する、合意形成ができてくれば、若干値段が高くても流通するかなというところでございます。

ただ製品はどんどん開発されておりまして、今まではもう値段が合わないからやってもだめだというあきらめがあったのですけれども、今はもうそうではなしに、やっていこうという意欲は業界にはあります。

古川会長 先ほど真銅委員の質問、御意見に何か答えがあったら。

北山森づくり支援補佐 先ほどの合板の価格、一般的な買い取り価格ということで1万円ということで挙げさせていただいております。ちなみにここに挙がっております価格は間伐材を想定しておりますので、製材品の価格よりは安い水準ということになっておりますが、合板の場合、1立方メートル当たり1万円で販売して、合板として売られるときには大体1枚で1,000円程度の値段で一般に売られているかと思えます。

これは、なかなか単純に換算するのが難しいのですが、通常の合板ですと90センチ×180センチで厚さが2センチ前後ということで考えますと、これを立方メートル換算でいくと5万円ぐらいの価格になりますね。これが単純に比較できるのかどうかというのはちょっとよくわからないのですが、今、この場で計算した限りでは、そのような値段ということになります。

真銅委員 今、厚みが20ミリとおっしゃいましたけど、建築資材として使うのは12ですよ。20だったらちょっと分厚過ぎるんですよ。

北山森づくり支援補佐 すみません。今、手元にあった資料がコンクリートの型枠用の合板でしたので。また改めて数字を調べさせていただいて、また御報告させていただくということによろしいでしょうか。

真銅委員 あと、越井さん、断熱材なんかはいかなものでしょう。

越井委員 どういう意味ですか。

真銅委員 そういう製品のサッシ。さっきサッシは結構開発が進んでいるとおっしゃったのですけれども、断熱材についてはどういう感じでしょうか。

越井委員 壁のことをおっしゃるのでしょうか、床とか天井とかすべて断熱と関係してくると思うのですけどね。

真銅委員 いわゆる断熱材として天井裏に入れるとか、それから床の。

越井委員 外壁、壁に使うということですね。

真銅委員 天井、壁。床は、木そのものに断熱性能があるというのはわかって

いるのですけれども、それだけではちょっと足りないのですね、前、調べたのですけれども。だから、そういう意味で断熱材が要るなという。

越井委員 ええ。サンドイッチにして建材的につくるとか、そういうものもできております。ただ、今までは化学製品、大量につくられる製品にどうしても木は値段的に負けますので、これはやっぱり両方から努力しないといけないと思いますね。値はもちろん高く売りたいのですけれども、私自身は自分も小さな山を持っておりまして、それが末期に来ておりまして、実は伐ろうとして計算すると、もとの、自分が投資したお金は全然戻ってきません。先ほど松本村長さんがおっしゃったように。それから伐った後、植林をするお金も残らないのですね。そういうことで、非常に林業というのが追い詰められているというか。とってじっとしているわけにもいかないのです、先ほどの断熱にはどうやって使うとか、あらゆる使える場所に、ほかの、今までの鉄とかセメントとか化学製品に合うような値段で、これはなかなか難しいことです。

しかし、我々業者ではあきらめてない者もたくさんおりますから、今、現在やっこのムードがよくなってきたというふうに私は解釈しております。木材利用促進法というのができましたから、これは一つ大きなきっかけになっておりまして、みんな意欲的にはなっています。今のこの会議を来年、1年先に開くと、少しは楽観的に見られるような感じはあるのではないかと、いうふうには思っております。

北山森づくり支援補佐 すみません。先ほどの合板の価格、事例が一つありましたので御紹介させていただきます。これは府内産材の合板ということで、寸法が90センチ×180センチ、厚さが12ミリ、1.2センチのもので1枚1,600円。これを立方メートルに換算しますと8万円ということになります。

古川会長 ほかに、どうぞ。

花田委員 花田です。

今、いろいろな方のお話をお伺いしていて非常に強く思うことは、やはり情報というのはすごく大切だなというふうに思いました。ここにいらっしゃる川上と川下の方の中でもいろいろなお立場があって、しかし、いろいろな立

場がありますけれども、情報を共有しながら進めていくとある種の進むということができるのではないかというふうに思います。一方でこの情報というのがありませんと、なかなか続くような取り組みができないのではないかというふうに思います。

今、お考えいただいている共創という、ともにつくるということ、三つお考えいただいているのですが、それぞれではなくて複層的にお互いがかかわり合いながらやっていくということが大切ではないかなと思いました。

情報の重要性ということと言いますと、例えばこれから価値をつくっていくものってあると思うんですね。例えば木材利用も価値をつくっていきますし、それからCO₂の固定なんかをどういうふうに評価するかというのも、これも一つ価値をつくっていくということだと思うんですが、この価値をつくったときに、その価値をどのように広く市場にアピールするかということがすごく大切なのではないかなというふうに思いました。

それから具体的な、1点だけなのですが、3ページのところに里山保全活動で山地災害見回り隊というのがあります。見回り隊は山地災害、とてもやっぱりここは危ないよというようなことで、これ自体を否定するものでは全然ないのですけれども、里地・里山というのはその中に入って経済活動を行うということによって、その価値を維持していくというのがそもそもかなというふうに思いますので、こういうものをつくってやっていくというのだとなかなか続かないかなと思いますので、ぜひ市場の中で動くような取り組みというのをこれからも考えていっていただきたいなと思います。

森と町をつなぐというのは、試みというのはいろいろなところで行われておりまして、私は吉野の若手などのグループの活動というのに一緒にやらせていただいたりしていますが、大阪は大都市もあります、それからあんなにすばらしい南河内の材というのもありますので、この府内で動くというのを、今までは木材に関心がなかった層にアピールするような、そういう取り組みが必要かなというのが1点と、もう一つは、片方ではこれから公共施設などをつくるのか言ったら、もう絶対に木造と。木造がだめだったら少なくとも内装に木を使うとかいうことで、どんどん大阪で木が使われていくというこ

とが、率先利用というのが書いてありますけれども、何かまだ足りないような気がします。

先ほど松本委員が庁舎をつくるということを考えていますとおっしゃっていて、私は高知県の^{ゆすはら}檮原の庁舎ができたすぐのときに、ちょうどゼミ旅行で行きまして、もう何も説明が要らないですね。一つ入ると全部木造になっていて、もう香りもいいし、気持ちはいいし、思わず靴を脱がなくていいのですかと言ったのですが、それぐらいとてもいい。市民というのか町民の方がすごく誇りを持ってらっしゃるんですね。それがすごくいいなと思いました。

ですから、ぜひつくっていただきたいなと、つくったら伺わせていただきたいなというふうに思いますが、大阪府でもぜひそういう公共のものを、補修とか耐震加工とか、そういうときは全部木を使っていただくということで、使用を支えていただきたいなというふうに思います。

すみません、長くなりまして。

北山森づくり支援補佐 今、御指摘いただいたとおり、川上から川下にかけて、情報を共有して、ここに挙げております三つの共創が重なり合うことが重要であるということは御指摘のとおりかと思えます。特にこの最後の生活者との共創の中で書いておりますように、木づかい価値創造フォーラムということで、川上から川下までの関係者が寄って、お互いに情報交換なり、何かをつくり出していくということができるような場というのをぜひ設けていきたいと思っております。

それから里山の見回り隊につきましては、まず地域の方に自分のところの里山というのがどうなっているのかということを知っていただくことが必要ではないかと、そこから始めたいというようなことで考えております。そこから活動が始まって取り組みが進んでくれば、継続的な活動計画がつくられて、整備が進んでいくと。その中でその産物が活用されるようなことにもなって、一層その活動が固定化されたものになってくるというようなところを目指したいと思っております。

あと、公共の木造の関係ですが、資料の中でも説明しましたとおり、なかなかこれから木造で建てられるようなものを大阪府がつくるということは余り

期待できないというところがありますので、内装を中心に進めていきたいと。特に現在もう既に内装をやっている場合というの多いわけですので、それを地域材に置きかえていくというようなことも働きかけていきたいと考えております。

古川会長 ありがとうございます。

それでは、他に何か御意見ございませんか。

増田委員 いや、いいですよ。私、部会長として今後どう進めたらいいかという話をしようと思っておりますので、御発言があったら先に。

奥野委員 私、今、森林組合という立場でお話しさせていただきたいのですが、6ページの9番でございますけれども、ヒノキ間伐材1立方メートル当たり搬出経費ということで今、1万5,000円ほどかかっていますよということでございます。それで、これから将来、ステップ1ということで、今まで伐木造材費が5,000円かかっていたのが3,000円落としまして2,000円ぐらいまで、これ造材かな、伐木費の補助金事業と違うかなと思うのですけれども、ちょっと間違いかなと思うのですけれども、そういう形で落とすことによりまして、我々の間伐材をいかに安く出してくるかということを考えていかなければいけないと思うのです。

その中で、作業路なり作業道なりいろいろな機械化をしながら出していくことによって、これから我々今、松本委員が言われたのですけれども、我々の山のほうにはいい木がございまして、我々低価格の材をいかに皆さん方に使っていただきやすいようにしていくかということになります。

そうしますと我々としてもある程度そういう機械化をしながら、低コストで出していけるようにしなければいけないのではないかなということ、この辺の目標を持ちながら搬出費を下げたいかということ、取り組みをしていかなければ皆さん方に使っていただけないのではないかなということ、その辺のステップ2の単価にいけるようなことも、機械化もしながら進めていきたいなということで、将来的な展望を持ちながら進めさせていただいているということでございます。

古川会長 ありがとうございます。

それではほかはないようで。

どうぞ、吉田先生。

吉田委員 2 ページ目の林業活動促進地区、左側の真ん中辺、三つ目に集約化に際してはというのがありまして、施業代行制度というのが森林法の改正によって導入できるようになったというのがあるのですけれども、これは森林境界が今、不明なところがあるのですけれども、それにも適用されると考えていいのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思ひまして。

赤井森林整備補佐 森林整備グループの赤井と申します。

ことし4月に森林法が一部改正されまして、ここで言うております施業代行の拡充がされております。従前ですと所有者のわかっている方が対象ということになっておったのですけれども、所有者が不明な場合も一定期間告示をした上で特に申し出がなければ裁量に基づいて手続が進められるということになっております。

吉田委員 ですから、森林所有者が不明の場合にもできるということは、森林境界が不明であってもできるかということですか。

赤井森林整備補佐 森林の境界ですか。

吉田委員 はい。今、森林境界が不明なところが多いですから、それもこれによってできるのかということをお教えいただきたいと思ひます。

赤井森林整備補佐 あくまでその森林の所在というものがあって、所有者の特定の裁量ということになりますので、境界がわからない状態ではなかなか手続を進めるのは難しいと思ひます。

吉田委員 おかしいな。森林所有者が不明なのでしょう。それでもできるのに、森林所有者が大体わかっている、境界だけわからない。業者が集まってやってくれというのはいいのですね。

赤井森林整備補佐 所有者がわかっていることは、境界が。そうですね、それは当事者間での話し合いになろうかと思ひます。

越井委員 ちょっと一言御参考に申し上げますが、内閣府の企画室に審議官でございますが、カジヤマケイという人がおられます、御存じの方もおられると思ひますが。私、たまたまこの間この人の本を読んだり話を聞く機会がございま

した。

この方が言うのには、この日本の、ずっと戦後発展してきた電気産業、鉄鋼産業、いろんな化学産業がございますが、そういうものの大量生産が全部行き詰まってきていると。もう既に韓国は追いついてきている。東南アジアもどんどん追いついてくる。日本は林業を活性化することによって全産業を引っ張る、雇用も促進できるし、日本の全産業を引っ張ることができるのだという非常にショッキングな話でございまして、これは私らその業界における者にとっては本当に反省させられる言葉でございました。やはりこの業界から知恵が出てこないとどうにもならないと。流れだけ待っていたら、これは世の中変わらないので、自分たちの知恵を出さなければいけないということを、私は今やかましく業界では言っております。

以上でございます。

このが^んやさんの話は非常に参考になることでございます。

古川会長 答弁は要りませんか。

越井委員 要りません。僕の意見を言っただけです。

古川会長 増田委員。

増田委員 きょうは中間報告で、次回に向けて最終答申をしていけないといけないわけですがけれども、1ページ目のところで、少し森林保全のための費用負担であったり、取り組みの実効性の確保という、このあたりまではきょうかなり議論が残されているんだろうと思うんですけれども、きょうの話の中で、一つは、これは当然の話なんですけれども、生産流通コストをどう低減させるかということが一つですよ。それに対してどういう取り組みをするのかと。それは施業の集約化であったり、路網整備であったり、機械化であったり、ロットの安定化みたいな話が多分生産流通コストの低減という方針ですよ。もう一方で、多分販売価値の向上というんですか、付加価値の向上というのか、そのあたりはむしろ木材需要をどうとらえていくとか、新たなアイデアの中でどういう事業喚起をしていくかという、そういう販売価値の上昇という、この二つをやって初めて市場性の中で賄えるもの。ただしそれだけで本当に大阪府の森林が賄えるのかというと多分賄えない部分があ

って、それ以外の部分は多分環境財としての賄いというあたりをどう見ていくのかという。これがないと多分大阪府のような非常に小ロット化した森林のところでは難しい話だと思うんですね。

そういう意味で、要するに極力市場性の中での体力向上という話と同時に一方のほうで、環境財としての賄いというのをどう考えていくのかというのが、これが多分府民全体の理解の中で、森林保全のための費用負担の必要性をどう考えているかということ、このあたりまだ少し残されていますので、これは部会のほうで詰めさせていただきたいと。極力市場経済の中で賄えるという方向へは持っていきたいというのが基本ですけれども、なかなか非常にしんどい側面もあると。特に里山のほうはそういう側面が非常に大きいというようなことですので、そのあたりのところを少しこれから部会のほうで詰めさせていただきたいというのが1点です。

もう1点は、これももう1個出ておりましたけれども、ここの中で仕組みを構築していくときに、どうしたらその仕組みが動き出して、どこにキーがあるのかという。今の森林保全の要するに森づくりサポート協議会が本当の意味で機能しにくいボトルネックって、一体どこがボトルネックになっているのかという、それは人材なのか、何なのかというあたりを少し掘り下げて、それが具体的な実行体制として回る仕組み、そのあたりが取り組みの実効性の担保というところに対してまだ少し書き込めてないといえますか、きょう報告されておられませんので、そのあたりまた部会で詰めさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

古川会長 ありがとうございます。

余り皆さん熱心にやっていただいて、ちょっと私が思っていたより時間が超過しました。

それでは、御意見、御質問ございませんでしたら、先ほどの審議の内容を踏まえまして、引き続き部会で審議をお願いしたいと思います。

それでは**11時10分**まで、**10分間**休憩させていただきます。

(休憩)

司会（瀬川） それでは時間となりましたので会議を再開させていただきます。
議事進行につきましては古川会長に引き続きお願いしたいと存じます。
古川会長、よろしくお願いたします。

古川会長 それでは会議を再開させていただきます。

議事の2、大阪地域森林計画の変更についての諮問でございます。諮問内容につきましては事務局から説明をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

赤井森林整備補佐 森林整備グループの赤井と申します。

議事の2、大阪地域森林計画の変更について御説明いたします。着席させていただきます。

お手元の、A4、1枚の諮問書のコピーがございますけれども、今回、大阪地域森林計画の変更に当たりまして、森林法第5条第4項の規定に基づきまして、本審議会への意見を求めるものでございます。今回御審議いただきます地域森林計画の変更は、本年4月の森林法の一部改正に伴う計画内容の変更でございます。

まず初めに、法律の一部改正を取り巻く国の動向について御説明いたします。お手元の資料2-1「大阪地域森林計画の変更の概要」の2ページを御覧ください。

国の動向でございますけれども、平成21年12月に農林水産省が今後10年間を目途に、国内の森林・林業を早急に再生していくための指針といたしまして、「森林・林業再生プラン」を作成しております。プランでは資料に掲載しております三つの基本理念のもと、充実期に入りつつある森林資源を最大限に活用し、雇用、環境にも貢献するよう社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換することとしておりまして、10年後の木材自給率を50%以上とすることを目指すべき姿、目標としております。

このプランを受けまして、国におきましてはプラン推進のための具体的な方向性を検討いたします森林・林業政策検討委員会が設置されまして、22年11月に森林・林業の再生に向けた改革の姿として取りまとめが行われております。改革の姿におきましては、森林計画制度の見直しを始めまして、路網整

備や人材育成など、こちらの六つの項目について改革の方向が示されてございます。

次に、本年4月には推進プランを法制度面で具体化するために、森林計画制度に係る内容を主体といたしました森林法の一部改正が行われてございます。法律の施行は森林の立ち入り調査の拡充などの一部の条項を除きまして、来年度、24年4月1日からの全面施行となっております。主な改正点といたしましては、地域森林計画の変更に関係いたします森林計画制度の見直し、それから森林所有者が作成する施業に主眼を置きましたこれまでの森林施業計画から、森林所有者または森林経営の受託者が作成いたします面的なまとまりを持った森林経営を行います森林経営計画への変更や、森林の適正な整備などに有効な情報となります森林所有者の情報の把握が容易となるよう森林の土地の所有者となった場合の市町村長への届け出の義務化などがございます。

お配りしております資料2-2「森林法の一部改正の概要」に改正の概要を整理してございますが、ちょっと内容が多く、時間の都合もございますので、読み上げは省略させていただきます。

その次、この森林法の改正を受けまして、国の上位計画でございます森林・林業基本計画と全国森林計画の変更が本年7月に行われてございます。森林・林業基本計画におきましては、プラン推進の改革の姿を踏まえました各種施策の見直しとともに、再生プランで示された目標であります木材自給率50%以上を平成21年における10年後の見込みとして今回、明記されてございます。また本年3月に発生いたしました東日本大震災より甚大な被害を受けました海岸部の保安林、山部崩壊地、それから損壊した林道施設、木材加工流通施設の復旧など、森林・林業の再生を通じた震災復興への取り組み方針が今回、追記されてございます。

この基本計画の変更に合わせて、全国森林計画も変更がなされてございます。主な変更といたしまして公益的機能別施業森林等の区分、いわゆる森林のゾーニングと言っておりますけれども、水土保持、森林と人との共生、資源循環林という、これまでの3機能類型区分が廃止されまして、森林の有

する重要な公益的機能を5機能に区分いたしまして、地域主導で区域の設定をする仕組みへと変更されてございます。また森林法の改正概要でも触れましたけれども、森林の施業から森林経営委託への転換などが示されてございます。

以上が森林法改正を取り巻く国の動きの概要でございます。

次に、資料2-1の3ページを御覧ください。

こちらには森林計画制度の体系を整理してございます。概略を説明いたしますと、おおむね5年ごとに見直すこととされております森林・林業基本計画に即しまして、5年ごとに15年を1期として樹立いたします国の全国森林計画、これに即しまして5年ごとに10年を1期に樹立いたします地域森林計画がございまして、現行の大阪地域森林計画につきましては、5年ごとの樹立期でありました平成21年度にこの審議会でも御審議いただきまして、平成22年度から平成31年度末までの計画となっております。

この地域森林計画に即しまして市町村長が策定いたします市町村森林整備計画がございまして、こちらについても現在変更の手續が並行して進められているところでございます。

また、一番下にございますけれども、森林法改正でも少し触れました森林施業計画から変更が今回されました森林経営計画がございまして、これは任意の計画ということで、森林所有者もしくは森林所有者から森林経営の委託を受けました方が、面的なまとまりを持った5年間の経営計画を作成いたしまして、市町村長の認定を受けるものでございます。

なお、参考に申し上げますと、来年度、法の全面施行以降は、国のいわゆる造林付随事業等につきましては、原則この森林経営計画作成者に限定して支援の重点化が図られるということになってございます。

大阪府におきましても平成24年度からの制度の開始に向けまして、森林組合が中心となりまして、人工林の充実した地域におきまして計画作成に取り組んでいるところでございます。府職員も情報提供を始めまして、計画作成のアドバイス等、共同して計画づくりに取り組んでおるところでございます。

次に、資料4ページを御覧ください。こちらに今回の計画変更のスケジュール

ルを整理してございます。

地域森林計画につきましては、10月26日から1カ月の計画（案）の公告縦覧をいたしまして、その後、森林管理局、市町村等への協議を行いまして、異議なしの回答をいただいております。本日、この場で計画（案）の御審議をいただきまして答申をいただいた後、農林水産大臣との協議を経まして、法に定められております期限でございますけれども、年内に変更計画を公表することとしてございます。

これと並行いたしまして市町村森林整備計画についても作業を進めておるところでございます。年明けから順次、公告縦覧、市町村との協議等を経まして、法で定められました期限であります今年度内に計画の公表をすることとしてございます。

ここの計画の変更作業につきましても、今回はかなりのボリュームがございますけれども、計画作成の指導に関する研修を受けた府の職員でございます。林業普及指導員が市町村の計画の作成の支援を行いながら、現在、作業を進めているところでございます。

次に、資料5ページでございますけれども、こちらに今回の地域森林計画の主な変更点の概要を整理してございます。

1点目でございますけれども、公益的機能別施業森林等に関する事項でございます。先ほど、全国森林計画のところでもちょっと触れましたけれども、現在の3機能区分、いわゆる3ゾーニングを廃止いたしまして5機能に変更してございます。現在、3機能区分につきましてはすべての森林をどれかに区分することとされておりまして、かつ重複は認めないとされておりまして、今回の5機能につきましては重複も可能となっており、場合によっては機能区分の設定をしない森林があっても可能ということになっておりまして、地域の森林の状況に応じまして柔軟に設定ができることになってございます。地域森林計画におきましては区域の設定に関する基本的な指針等を示しておりまして、具体的な森林の区域設定につきましては市町村森林整備計画で設定が行われるということになってございます。

次、2点目でございますけれども、森林の伐採後の更新を確実に実施される

ためのガイドラインといたしまして、天然更新の具体的な判断基準、完了の判断基準を今回新たに追記してございます。伐採後5年以内に立木度3以上を完了の判断基準としてございます。具体には、生育の対象となります松とかクヌギなどの樹種が期待される成立本数でありますha当たり1万本のうち、**3,000**本が生育しておれば完了と判断するという内容になってございます。

次、3点目でございますけれども、森林経営計画制度に関連いたしまして、森林所有者から森林組合等の林業事業者への経営委託の推進に関する事項を今回、掲載してございます。

4点目でございますけれども、これにつきましては法改正に伴う変更内容ではございませんけれども、林地開発許可の完了に伴います森林区域面積などの変更に関する件でございます。今回、3件の開発案件に係るもので、**22ha**の森林区域の減となっております。

次に資料6ページを御覧ください。こちらには大阪地域森林計画書の本文の変更部分を整理してございます。

今回、計画書の章立てを大幅に変更しており、項目の移動、削除、追加等が随所にございまして、ポイントの部分を新旧対照表でこちらに整理してございます。本来ですと変更箇所について、計画書本文の読み上げ、御説明が必要とは存じますけれども、ちょっとボリュームが多い関係もございまして、時間の都合もございしますので、申しわけございませんが省略とさせていただきます。

変更に係る主な箇所につきましては、こちらの新旧対照表の四角の囲いをつけております部分でございますけれども、例えば6ページの下段、造林に関する事項では、先ほど御説明いたしました、天然更新の完了基準が本文のこの箇所に記載されておることでございます。

以下7ページ、8ページがその新旧対照表でございます。

9ページを御覧ください。②に計画期間の計画量の変更について整理してございます。計画数量の変更といたしましては、一つが伐採立木材積のうち主伐の材積と人工造林の面積につきまして、数量をそれぞれ増としております。これにつきましては全国森林計画の計画量の変更とか、来年度から森林経営

計画制度が運用されることなどを踏まえまして計画量を見込んでございます。考え方といたしましては、今後、計画期間中に森林経営計画に基づく森林施業が計画的に実施されることが見込まれますので、主伐材積の計画量に反映し、また伐採後の人工造林面積は主伐と連動するものと考えておりまして、それぞれの数量を合わせて変更しているものでございます。

次に、③の地域森林計画に記載する計画量の追加についてでございますけれども、今回の変更におきましては10年間の各種の計画量に対しまして、前半5カ年の見込み量を記載してございます。それぞれをこちらに書いておりますけれども、括弧書きが10年間の総量で、裸書きの数量が前半5カ年の計画目標数値となっております。

次に10ページを御覧ください。こちらに林地開発許可の完了に伴います森林区域面積の変更を整理してございます。これにつきましては担当の保全指導グループから説明をいたします。

松岡副主査 保全指導グループ松岡と申します。よろしく申し上げます。

それでは森林区域減少の概要について、引き続き資料10ページで御説明させていただきます。

表が二つありますけれども、上の表のほうで森林区域が減少する3市についてお示ししております。今回、茨木市、寝屋川市、堺市の3市ということになっております。下の表では、開発が3件ありまして、その分の箇所ごとの概要ということになっております。森林の減少につきましては、三つ目の堺市の農地造成以外は公共事業による減少となっております。今回の減少によるものも、公共事業の面積が全体の9割を占めているという状況です。

続きまして、個別の減少区域について図面で御説明させていただきます。

次の11ページの図①-1から15ページの図①-5までが、茨木市で行われました安威川ダム建設に伴います、水没するエリアにある府道の茨木亀岡線のつけかえによるものになっております。ここで黒く塗りつぶされている部分が森林区域の減少する区域ということになっておりまして、全部で15haということになっております。その15haについては、つけかえ府道、延長5.4キロメートルあるのですが、その事業区域のうちの道路用地、あるいは法

面として森林が改変された部分につきまして完了確認を行いまして、今回、森林区域から除外するという事です。

続きまして、16ページの図②を御覧ください。

こちらは寝屋川市の寝屋南において行われました土地区画整理組合が実施する住宅地等の造成ということになっております。事業区域の中に残ってございました森林区域、この黒く塗りつぶされた部分、約3haを今回完了しましたので除外するという事になっております。

続きまして、17ページの図③を御覧ください。

こちらが堺市の南区豊田で行われました農地等の造成ということ事です。こちら農地ということ事で、現地はミカンであるとかクリ、カキなどの果樹園を植栽して観光農園ということ事で今後運営されていくということ事です。完了確認の際に、果樹の植栽が行われていることを確認して、その上でこの黒く塗りつぶした部分について、約4haですけれども除外するという事になっております。

それぞれの案件につきまして、18ページから20ページまでに許可に係る審査及び完了確認についての概要を示しております。この3件につきまして、いずれも林地開発の許可基準を満たす山地森林等の確保、あるいはその防災措置、あるいは環境の保全について対策が講じられているということを確認し、さらに現地を確認したことにより森林区域を減少するという判断をしております。

森林区域の減少についての御説明は以上です。

古川会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました内容について何か御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

水原先生、どうぞ。

水原委員 資料2-4「大阪地域森林計画新旧対照表」ですけれども、新旧対照表は時間の関係で説明を省かれたと思うのですけれども、これについて今の時点で質問してよろしいですか。また後から説明されるとかではないのですね。

新旧対照表の資料2-4の2ページを御覧いただきたいと思うんですけども、その社会的背景の欄で、新旧が右左ありますけれども、森林が5万6,202ha、5万6,249ha、これは差し引き47haの減少になっておるわけですね。先ほどの資料の中で説明された22ha分の減少がここに入っているのかどうかということと、もう一つは、そのパーセント、割合は変わらないんですけども、総面積について見ますと、下の3行目の総面積18万9,847haから18万9,785haで62haの減少があるということです。ところが、耕地とか宅地とか道路とかは面積が変わってないということなんですけれども、これはどうなのか。後から変えられるのか、変わりようがないのかというようなことで、多分連動して、この部分は少しずつ変わるかもわからないので。割合は計算上、小数点を四捨五入しますと変わらないとも思いますので、念のためまた計算されて。今、お答えできるのならば答えていただきまして、ちょっとお教え願いたいと思うわけでございます。よろしく申し上げます。

三嶋総括主査 すみません、先ほどの話で森林面積についてですけども、こちらのほうは地域森林計画対象民有林、今、減少の話があったわけですけども、それ以外にも森林法第2条に規定する森林というの也被まれていますので、大阪府内全体の森林としてとらまえていますので、地域森林計画の減少森林の面積とはまた異なってくるということとなっております。

水原委員 47の中に22は含まれていますか。

三嶋総括主査 それは含まれております。

水原委員 国の諮問というか、割合。

三嶋総括主査 ちょっと総面積については最新のデータからとった形で、新しいほうを記載しておりますので、元のデータがどちらのほうからとったのか、また調べてお伝えしたいと思います。

水原委員 ということは耕地、宅地、道路等の面積が若干変動するわけですね。森林の減少分が道路、宅地とか、そういうのに割り振られていると思うんですけどね。

三嶋総括主査 わかりました。そちらのほう、ちょっと詳細に。

水原委員 細かい話で申しわけないですが、よろしく申し上げます。

以上です。

古川会長 ほかにございませんか。

どうぞ。

吉田委員 資料2-3「大阪地域森林計画書（変更案）」について申し上げてよろしいでしょうか、御説明なかったのですけれども。

今、先生がおっしゃった対照表ではなくて森林計画書のほうで、2ページのところに社会的背景としてア、イ、ウという区分があるのですが、これが地域になっているのですね、4区分。ところが、その次のところから森林資源とか、林業経営等のというふうなところからは山系で区分があるわけです。これは1対1に対応関係があると考えてよいでしょうか。それが一つ目です。

それから二つ目が、ずっとページをめくっていただいて24ページです。24ページの6、委託を受けて行うというところの（1）森林の経営のという、森林経営なのか、森林の経営なのかちょっとこの辺がわかりませんが、そこに書いてあるところの高性能林業機械云々のところが、一遍にいろんなものが挙げてありまして非常にわかりにくいんですよね。例えば、ここは方針でありますのに集約化による何とかとか、それから集約化をどういうふうな方針にするかというのがないというふうなところで、ここにいろいろなものが一遍に入れられてしまって、非常に読むのがわかりにくい。もう少し具体的に書いていただけたらありがたいというような気がします。

それからその下のところの（3）に、これは委託なのでそうなのかもしれませんけれども、（3）の1行目から2行目、大型の高性能機械の導入は困難であるというふうにもう言い切ってしまうわけですね。これから路網整備をされるというときに、これだと大型のものが入らないという前提で路網整備をされるということなのかどうか。その辺が気になったものですから、それをお聞きしたいということでございます。

以上でございます。

古川会長 吉田委員の今の質問に、どなたか。

赤井森林整備補佐 1点目の御質問ですけれども、社会的背景の部分で、ア、豊能・三島地域、北河内・中河内という分け方をしておいて、次の森林資源

の現況以下は山系別に記述しております。基本的には豊能・三島地域が北摂山系ということで整理をしております。北河内・中河内につきましては生駒山系、南河内地域が金剛山系に対応していくと、こういうことでございます。

吉田委員 1対1の対応関係にあるということですね。

赤井森林整備補佐 おおむねそういう関係に。

吉田委員 おおむねですか。

赤井森林整備補佐 そうです。

吉田委員 何となくこれ、森林計画書なのに山系が大事なのではないかと思っただんですよ。地域もという言葉は大事ですけどね。何となく同じもので統一されたほうがいいのかなという気もしたものですから。統計資料もありますから。

まあまあ、対応関係にあるということですね。

赤井森林整備補佐 はい、ございます。

吉田委員 わかりました。

赤井森林整備補佐 2点目でございますけれども、ちょっと書きぶりがわかりづらいという御指摘でございますので、もう少しわかりやすい表現を検討させていただきます。

それと3点目の高性能林業機械の件でございますけれども、大型の高性能林業機械につきましては、ここに書いてございますとおり、急峻な地形が多くございますので、大型の導入が可能となります道をつけますと森林が荒れるということを考えております。今、いろいろ機械のほうの開発も進んでおりました、小型であっても作業効率のよい機械等が開発されておりますので、そういった森林の改変を極力少なくするような道をつけまして、小型というか、中小型の高性能林業機械により作業システムも構築していくという考え方で、こちらは記載してございます。

吉田委員 わかりました。その3点目のところで、その後、チェーンソー、タワー付集材機というように名前を挙げて書いておられますけれども、さっきおっしゃいましたように、これから技術進歩があると思うんです。ですからいい機械がどんどん入ってくる可能性もありますので、どんどんかどうかわか

りませんけれども、もう少し穏やかな書き方のほうがいいのではないかと思うんです。これからの機械の導入も入れて、道幅は要するに大型にはなかなか難しいということですか。

赤井森林整備補佐 はい。まず道を基本に考えますと、やはり3メートルを超えるような、いわゆる林道に近いような規格のものと、地形の急峻なところであれば森林の改変が大きくなりますので、2、3メートル以下のいわゆる森林作業道的なものを中心に路網の整備を考えております。

吉田委員 気になりましたのは、議題1でコスト削減ということをおっしゃっていましたがね。やっぱり大型機械でやっていると非常に効率がいいんですよ。コストも低減するというふうな気がするんですよ。昔、それを現場で見た者としてしましては、中小型でどの辺までコストが削減されるかなというのが気になります。

赤井森林整備補佐 ちょっと細かい話になりますけれども、地形が急なところで幅員の広い道をつけますと、いわゆる切土の法面がすごく高いものができるてしまいます。そうなりますと、大型の機械を入れても集材の範囲が、要するに法が高くなると集材する距離が逆に短くなってしまいますので、できるだけ法を低く抑えるような道づくりをいたしまして、高性能林業機械で集材の幅をできるだけ広くとれるような、そういう形態がコスト縮減にもつながるのではないかなと考えております。地形の緩いところ、北海道みたいに草原に近いようなところでございますと、確かに大型でばりばりと集材をするというのが一番コスト的にも低減が図れるということは認識をしておりますけれども、やはり大阪の特性を考えますと、そういうものよりは小型のもので対応していくというのがベストかと考えております。

吉田委員 わかりました。

古川会長 よろしいですか。

ほかに何かございませんか。はい、どうぞ。

花田委員 小さいところです。今、見ていただいている資料2-3の3ページ、ア、イ、ウ、エと1行ずつ間があいていますが、イとウの間があいていないので、これ、行間をとられたほうが美しいかなというふうに思います。よろ

しくお願いします。

赤井森林整備補佐 申しわけございません、またレイアウトを見やすくさせていただきます。

吉田委員 用語上のことで、会長、よろしいですか。

古川会長 どうぞ。

吉田委員 この報告書には森林経営という言葉は使っていないんですね。森林の経営、あるいは森林経営管理という言葉が使っているんです。先ほど御説明していただいたところでは森林経営という言葉を使っていらっしゃるんですね。大阪府は森林の経営ですか、使われるのは。といいますのは、先ほど2、3ページのところに林業経営という言葉があるんですね。用語のところを見ましても林業経営と森林経営の違いが書いてありませんので、ちょっとその辺がよくわからないというところなんです。それが気になりました。

三嶋総括主査 林業経営と書いている部分と森林経営と書かれている部分があるのですけれども、基本的に国の動き、先ほどお話ししましたとおり森林経営計画という名称となっております、森林経営というのは森林の保護とか、天然林部分、そういったものも含めて一括した内容で書かれていますので、地域森林計画も森林の経営という書き方をしている部分があります。林業経営というところまで、どっちかと言ったら林業的な面というところもありますので、そういう二つの使い分けはございますけれども、それで御理解いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

古川会長 ありがとう。

ほかにございませんか。

(「なし」との声)

古川会長 それでは御意見、御質問がないようでございますので、本案については皆さんにお諮りをしたいと存じます。

大阪地域森林計画の変更について妥当とする旨、答申したいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声)

古川会長 ありがとうございます。

それでは妥当とする旨を答申させていただきます。

続きまして、議事3、森林機能再生重点地域の整備方針について事務局から説明をお願いいたします。

三嶋総括主査 それでは森林機能再生重点地域の森林整備方針について説明させていただきます。みどり推進課森林整備グループの三嶋と申します。座らせて説明させていただきます。

森林整備方針について、資料はお手持ちの資料3ですけれども、この7ページ以降につきましては、個々の森林機能再生重点地域の詳細な森林整備方針というのを添付しております。本日、ボリュームもあって時間もないということもありますので、その詳細については省略させていただいて、全体的な概要について説明させていただきます。

資料3「森林機能再生重点地域の森林整備方針について」を御覧ください。1ページですけれども、まず森林機能再生重点地域について、これは防災等の観点から特に重要度が高いと思われるものを地域指定を行いまして、その中の放置森林対策を重点的に進めていくというものでございます。その放置森林対策の対策、それを進めるに当たっては大阪府が森林整備方針を定めることとなりますが、その策定に当たりまして、事前に森林審議会、市町村長の意見を聞くこととしております。また、その整備方針に従った形で整備を行う際には、定額助成など公的関与による森林整備、そういったものを優先的に取り入れて実施することとしております。

次に、1ページの下枠内ですけれども、森林整備方針の策定に係るフローとしまして、最初に、放置森林を内包するような形で、ある一定のまとまりのある森林団地について、その機能に支障があるのかどうかの調査を行い、その調査の結果、支障があると認められるものについては市町村と協議を行って、その後、森林機能再生重点地域の指定を行います。その後は今、説明したとおりなのですが、森林整備方針（案）を大阪府のほうで策定しまして、森林審議会、市町村への意見聴取を行った後、最終的に森林整備方針の決定を行うということで手続が進められます。

続いて資料の2ページを御覧ください。これは今回、森林整備方針の策定の

対象となる放置森林、それを抜粋して事例として掲げているものです。上のほうが河内長野市清水地区の放置森林の状況、下にありますが和泉市春木川町の放置森林の状況写真です。ちょっと白黒でわかりにくく、見にくいですが、このどちらの写真とも立木が非常に過密であるということで、木が大体細長くなっている。また下層のほうに余り植生も見られないということから、土砂の流出等の防止機能、そういったものに支障があるものと考えられます。

続いて、資料の3ページを御覧いただきたいと思います。そうした放置森林に対しての整備方針です。方針につきましては、急傾斜地、また樹高が高い高齢林化したものについては公的関与によって間伐を実施すると。また、それにあわせて地形条件等を加味しまして、できる範囲で路網を整備しまして、周辺の間伐材を搬出するという取り組みを進めてまいります。3ページの下にある写真なんですけれども、こちらは実際、過去、路網と一体となって間伐が実施された箇所の実例写真でございます。今回の森林整備方針の対象となる放置森林に対して路網と間伐を一体的に整備した場合のイメージとして、ここに添付しております。そして、この写真の右のほうにちょっと道が見えるわけなんですけれども、その道の横に積まれている材につきましては、この道を利用して搬出されるというものでございます。

続いて、資料の4ページを御覧いただきたいと思います。こちらが今回、森林整備方針の対象となっている重点地域、今回の分についてですけれども、その一覧でございます。北は北摂地域の豊能町から南は泉州の泉佐野市まで合計29地区の、全体面積として**2,421ha**の重点地域が対象となっております。それらを位置的に示したものが5ページでございます。こちらのほうで今回、この**29カ所**につきましては紫色で表示させていただいております。そして参考としまして、平成**22**年度末までに森林整備方針が策定された地域につきましては青く表示させていただいております。これら府下の一連の状況を見てもわかりますとおり、府下、大体全般的に広い範囲で森林機能再生重点地域の指定による機能回復に向けた取り組みが進められているということをおうことができます。

そして、今回の森林整備方針の対象となる放置森林の状況ですけれども、そのすべてがスギ・ヒノキの人工林となっておりまして、林齢につきましては11年生から100年生を少し超えるものまでさまざまございます。それらの整備に当たっては、先ほどの共通方針でお話ししたとおり、急傾斜地で作業が困難なもの、また幹が太い、樹高が高いなど高齢林化したものを対象としますが、それについては森林整備加速化・林業再生事業といった定額助成などの公的関与による事業導入を積極的に図っていきます。そして地形条件とか放置森林の立木の配置状況等を見据えまして可能な範囲で路網整備を行い、これまでの既設路網とあわせて一体となって、その周辺にある間伐材の搬出を進めていくこととしております。

そして、冒頭でもお話ししましたが、7ページ以降につきましては個々の重点地域の森林整備方針（案）の詳細を添付しております。本日、この場では説明を省略させていただきたいと思っております。

以上で重点地域の森林整備方針についての説明を終わらせていただきます。

古川会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明のございました内容につきまして、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

増田委員 1点だけお教えいただきたいんですけれども。これから、例えば第1議題にございました新たな森林保全システムを構築していくときに、この機能再生重点地域、これはどのように引き継いでいくのか、あるいはどういう形で整理をしていくのかというのは、どのようにお考えなのでしょうか。

三嶋総括主査 新たな制度の中で林業活動促進地区、里山保全活動区域という形でこれから検討を具体的に進めていきますので、その中で重点地域の役割等を踏まえまして、総合的にこの重点地域の整備の中に盛り込んでいくのかとか、そういった面についても今後検討していきたいと考えております。

増田委員 多分いろんな5カ年計画的な期間限定型の施策みたいなものがある場合に、やはりエンドレスの事業というよりもむしろ期間をきっちり切って、5年だったら5年、10年だったら10年でやって、そこで一たん検証をして続けるのか続けないのかというような、何かそんな仕組みも多分新たな森林保

全システムを構築していくときにはかなり重要なんだろうと思うんですね。そのときに今までやってきた森林機能再生重点地域というのをどう扱っていくのかというのは、少し御検討いただければというふうに思います。

北山森づくり支援補佐 今、御指摘いただきましたとおり森林機能再生重点地域につきましては、府ですとか地元市町村とともに、地域に入って森林整備が必要な箇所というのを掘り起こしてきた場所でございますので、当然このような地区も今後の集約化計画の対象の区域にもなってくるかと思えます。そういう形でまとめていって新しい制度に移行していきたい、その候補地といますか、というようなことで考えていきたいと思っております。

古川会長 他にございませんか。

(「なし」との声)

古川会長 それでは御意見、御質問がないようでございますので、本件につきましては原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声)

古川会長 ありがとうございます。

それでは本整備方針につきましては原案どおり承認されました。

議事4、放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

岡田総括主査 それでは放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証について、私のほうから説明いたします。

資料4「放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証について」を御覧ください。放置森林対策行動計画進捗状況ですけれども、行動計画の中で数値目標としている項目が五つございます。A3の縦長の上の5行になっております。

人工林の間伐の実施面積につきましては平成22年度実績、右端になりますけれども、1,218ha実施しております。下の行の公的関与による間伐実施面積としまして、治山事業、造林補助事業、また森林整備加速化事業等で、内数ですけれども1,199ha実施しており、目標値を上回った形で実施してきております。平成19年度から実施しており増加の傾向にありますが、平準化した形で最終的には計画どおりに実施していく見込みであります。竹林の整備面積に

についても**55ha**、若干増加した形になっております。ボランティアの参加数につきましても、関心が高まった中、参加者数については増加になっております。間伐材の利用量につきましても、目標**3,000m³**に対しまして**5,260m³**と増加しております。こちらにつきましても、また下の詳細の細かい指標と若干、作業路の開設と関連してきて、それに基づいて増加しているというふうに考えております。

下のほうの具体的な取り組みとしまして、項目のほうですけれども、**20**項目ほどありますので、主だったものをピックアップして説明いたします。

一番上の森林機能再生重点地域の指定につきましては、先ほども説明がありましたように新たに**35**箇所と。こちらも**19**年度から見ますと増加しているところでございます。

その下の4行目のところで、アドプトフォレスト制度につきましても、参加企業につきましても累計で、**22**年度で**34**社と、問い合わせのほうも多くなってきているところでございます。

中ほどのところで、おおさか山の日、森づくり活動講座の開催、こちらのほうはボランティアの参加数とも連動してくるかと思うんですけれども、増加の傾向にございます。

一方、その2行下のところで、ボランティア活動の案内窓口については**50**件となっており、相談窓口への相談件数については減少してきております。ここから考えられることは、この森づくりに関しての団体とかについて、安定的な活動が定着してきているのかと。また、府民に対してもある程度PR効果が働いて、相談につきましても直接ボランティア団体のほうに問い合わせが行くというふうなことがあるのかと考えられます。

森の貯金箱CO₂の通帳発行につきましても、これは新規の発行数を記載しておりますが、こちらのほうもやはり新規の発行数が増加しております。

その2行下のところですが、作業路の開設延長です。こちらのほうは**1万1,400**メートルと、前年の数値から見ますと倍増しております。こちらにつきましても、**21**年度から始まりました森林整備加速化・林業再生事業を導入して作業道を開設しております。なお**21**年度は年度途中から始まりました

関係上、数値は4,000メートルでしたが、22年度には集中して実施しましたので大幅に増加しました。開設した後に間伐材を搬出しましたので、上表の主要項目の間伐材利用量は増加しているという状態です。

下から3行目の府内産間伐材の型枠の利用につきまして、22年度では15.3m³と、まだ量的には非常に少ないところですが、22年度では都市整備部、土木事務所さんとの連携が始まりまして、前年に比べますと増加しているというところがございます。

全体的に見まして、一定の府民への周知も図れて、一般のボランティア団体の活動も活発化してきている中、公的な間伐の実施も加速化事業等を導入して、森林所有者の理解も得つつ、間伐は進んでいるという状況でございます。

以上でございます。

古川会長 　ただいま説明ございました件につきまして、何か御質問、御意見がございましたらお願いします。

増田委員 　今後、できたらということをお願いしたいんですけれども。再生重点地域だとか、あるいはアドプトフォレストだとか、冒険の森とかいうのを全部箇所数だけで書いていただいているんですが、箇所数と面積がわかると、どれぐらい大体アドプトフォレストみたいな形で、大阪府下にある森林のカバーをしているのかと、本当のわずかな面積だと思うんですけれども、少し実数値があるとありがたいというのが1点と。

もう1点ちょっと教えていただきたいんですけれども、この森づくり活動講座の開催というのは、市町村あるいはNPOもやっている講座を全部を拾われているのですかね、それとも府だけなのでしょうか。これはちょっと教えていただきたいだけなのですが。

岡田総括主査 　開催講座の開催状況ですけれども、府域全域の分を集計しております。

増田委員 　市町村、NPOが開催している分なんかもですか。

岡田総括主査 　市町村も、森林整備のボランティア団体が主体で開催している講座のほうも計上しております。

花田委員 　1点教えてください。府内産木材認証制度を試験的に実施されてい

ますが、これについてどのような状況かというのを教えていただければと思います。

塩野総括主査 ここで書かせていただいております認証材なんですけれども、大阪府の森林組合、河内長野市に木材加工所がございます。こちらのほうで、そこから出材する製材品につきましてバーコードといいますか、そういうものをつけて、トレーサビリティのデータをつけていくというようなことを、試験的な取り組みを進めていただいているということで、その数値を書かせていただいております。

花田委員 それは認証なんですか。

塩野総括主査 それは認証ではなくて、トレーサビリティということになりますね。

花田委員 ですね、今の御説明だと。ということは、認証材を出荷ということとはちょっと違うと思うのですが。

塩野総括主査 そうですね、その表現は、実際には認証材ではなくてトレーサビリティを正確に確保するための制度というか。

花田委員 生産履歴をとということですよね。だから、ちょっとこれ変えられたほうがいいかもしれませんね。ただ、タイトルが、項目自体が府内産木材認証制度と堂々と書かれているのですが、ここもちょっと変えられたほうがいいかもしれませんね。

塩野総括主査 計画の当初は、先ほどのシステム化のところでも認証制度のお話をさせていただいておりますけれども、こういった認証制度を府として構築していくということで検討等のほうは始めておったのですけれども、まだ府としての制度化がなっておりませんで、この段にはそういう府の制度としてはいいのですが、トレーサビリティの取り組みについて御紹介させていただいております。表現についてはまた、そこはわかりやすくなるようにさせていただきたいと思います。

花田委員 さっきのところでも認証するとおっしゃっていたので、ぜひこの試験的な結果を知りたいと思って伺ったということでございます。

古川会長 ほかにございませんか。

(「なし」との声)

古川会長 それでは御意見、御質問がないようでございますので、本件については原案どおり承認とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声)

古川会長 ありがとうございます。

それでは本件につきましては原案どおり承認されました。

以上で議事は終了しましたが、引き続き事務局より報告事項がありますので、報告1、森林整備部会における議決事項報告につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

松岡副主査 保全指導グループから再度説明させていただきます。資料の順序に誤りがありました点、申しわけありません。

議題に従いまして、先に資料6を御覧願います。

資料6で、部会でお諮りした事項について御報告させていただきます。

部会の議決事項につきましては森林審議会規程第7条第2項に基づきまして御報告申し上げます。

まず資料6-1「林地開発許可状況一覧表」の、西日本高速道路株式会社による高速道路の新築に係る林地開発許可申請についてです。申請自体は3件ありまして、これを一つにまとめて、森林保全整備部会で御審議いただいたということです。御意見をいただきまして、^{もくほん}木本による緑化、あるいは自然環境の保全に関する配慮をするように、事業所を指導するようというところで御意見をいただきました。

続きまして、裏面の資料6-2「保全林の指定解除に関する事項」を御覧ください。

こちらでは保安林指定の解除に係る方針につきまして御意見を伺いました。国の通達などに基づきまして、解除面積が1ha以上の案件につきましては、今後、部会にお諮りして御意見をいただいて進めるということで、こちらの資料6-2に沿って行うということで、御意見をいただきました。

また最終ページ、資料6-3「保全林指定解除申請状況一覧表」を御覧ください。

こちらでは、23年9月7日の部会ですけれども、同じく西日本高速道路株式会社の新名神高速道路の整備に伴う1ha以上の保安林指定の解除につきまして御意見を伺いました。林発の許可の際と同じく、木本^{もくほん}による緑化と自然環境の保全に関する強い御意見をいただきまして、事業者のほうにそれをお伝えして、計画の見直しについて指導しました。結果、事業者のほう^{もくほん}が事業計画へ、木本緑化^{もくほん}につきまして反映するということで申し出がありまして、現在その計画を追加した形で国のほうへ進達するという準備を進めております。

以上、いただきました御意見につきましては申請者に伝えまして、いただいた御意見の趣旨に沿った対応が行われるように、また引き続き指導に努めてまいります。資料6については以上です。

古川会長 ただいまの事務局からの説明がありました内容につきまして、御意見、御質問をお願いします。ございませんか。

それでは御意見、御質問がないようでございますので、続きまして、報告2、林地開発許可実績について事務局から説明をお願いいたします。

松岡副主査 資料5を御覧ください。

「林地開発許可実績」、1枚目ですね、報告させていただきます。

昨年11月26日に開催されました審議会からことしの11月30日までに行いました林地開発の許可、その実績につきまして、1枚目におまとめしております。開発行為の目的別、新規・変更の別に、件数と開発行為に係る森林の増加面積を取りまとめております。新規の許可につきましては、事務所・事業場の造成が1件、道路の造成が4件、開発行為に係る森林の面積は90haとなっております。変更の許可につきましては土石の採取が2件となっており、これは変更ですので、面積の増加については0.3haとなっております。

続きまして、裏面の資料5-2「林地開発許可実績一覧表」を御覧ください。表の左側から申請者、行為の場所、目的、区域面積等、許可年月日、新規・変更の別となっております。区域面積につきましては三段書きになっておりまして、事業区域、開発行為をしようとする森林、開発行為に係る森林となっております。また変更許可の案件もありますので、前回の許可の数字と今回の許可の数字について対比しておりまして、その面積の増減について記載

しております。

この表におきまして、変更のある許可について面積がゼロになっているものがありますが、上から三つ目の高槻砕石株式会社につきましては面積の増減がゼロになっております。これは事業の区域面積は変わらずに、工期の延長であるとか場内配置の変更について許可をしたので増減がないということです。許可した7件のうち、4件が西日本高速道路株式会社の新名神高速道路の建設によるものでして、そのうち3件につきましては今年度の森林保全整備部会にお諮りしたものとなっております。一番上の株式会社柳井組につきましては資材置き場の造成ということで、これは**22年**に許可したものです。上から三番目、四番目につきましては、土石の採取、採石道路ということで許可したもので、主に工期の変更によるものでして、合計の増加面積は1件で**0.3ha**ということです。

続きまして、資料5-3「林地開発協議実績」を御覧ください。こちらは林発許可申請ではなくて、国や地方公共団体が開発を行う際に、連絡調整を行ったものを取りまとめております。

大阪府では特に林地開発協議ということで手続を行っております。これらの事業につきましては、事業主体から事業計画の協議を受けて、それに対して、また大阪府知事名で同意という形で返しております。新規のものが3件と変更のものが2件ございました。その内訳につきましては、新規は道路の造成が3件で、係る開発の面積は**27ha**となっております。変更につきましては、住宅地の造成が1件、道路の造成が1件の計2件となっております、面積は合計で**5ha**となっております。

続きまして、裏面の資料5-4「林地開発協議実績一覧表」を御覧ください。林発協議の各案件の概要を記しております。表の見方は先ほどの申請の案件と同様です。

一番上が新名神高速道路に関連して、いろいろな自治体も接続道路であるとか、分断されることによって市道をつけかえたりというような工事をやっております。特に、一番上は高槻市が行う市道整備によるものです。二番目と四番目につきましては、国土交通省の浪速（なにわ）国道事務所が実施する

道路整備です。二番目のものについては国道163号線のうちの四條畷と生駒を結ぶ道路です。大阪府域の5.3キロメートルを実施します。清滝生駒道路ということになっております。四番目につきましては第二阪和国道整備事業ということで、淡輪ランプから深日ランプ区間の工事によるものです。戻りますけれども、三目が安威川ダム建設に伴う左岸道路ということで、今回、森林区域を落とした府道の茨木亀岡線のつけかえのダムを挟んで対岸側の道路でして、それを左岸道路と呼んでおります。当初、協議で2.4キロだったのが、ダムの高さが見直しで変わってきておりますので、その変更によるもので最終線型が確定して、総延長を3.3キロに変更したということです。五番目が土地区画整理事業でタマホーム株式会社が行う住宅地造成ということになっております。

最終の資料5-5「今後3ヵ年以内（平成26年度末）に森林区域から除外が見込まれる5ha以上の大規模開発」を御覧ください。こちらは参考資料として、今後3カ年で森林区域から除外される見込みで、さらに5ha以上の案件というのを添付しております。今、手続中のもので許可年月日がこの3年以内に完了の予定が切れるものについて、5ha以上のものをリストとしております。

二つに分けておりまして、上段の3件につきましては、住宅地の造成であるとか、多目的公園の造成であるとか、主に公共事業によるもので、3件で753haということになっています。一番大きいのが一番上の茨木市佐保、箕面市粟生間谷ですが、これは彩都、国際文化公園都市によるものです。これが一番大きいということです。

続きまして、下段は民間による住宅地開発の許可案件で、3件で足して83haということになっております。

資料5についての説明は以上です。

古川会長　ただいまの事務局からの説明の内容につきまして、何か御意見、御質問ございませんか。ございませんね。

（「なし」との声）

古川会長　御意見、御質問はないようでございますので、これで報告事項は終

わらせていただきます。

以上で、本日予定しておりました議事及び報告はすべて終了いたしました。

その他につきましては、事務局から何かございますか。

司会（瀬川） 本日、事務局からの連絡事項はございません。

古川会長 そうですか。

それでは、これをもちまして第74回大阪府森林審議会を終了させていただきます。

委員の皆さんには長時間にわたり、議事の円滑な進行に御協力いただきまして本当にありがとうございます。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

司会（瀬川） ありがとうございます。

これで予定しておりました内容はすべて終了いたしました。委員の皆様には長時間にわたり、貴重なお時間をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

それでは本日の審議会は、これで閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

閉 会 午後0時25分